労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供(補足)

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

(小数点以下一位未満の端数がある場合は、これを四捨五入する)

2025年6月1日付の人数	60人
派遣先事業所数(実数)	28件
マージン率	30.4%
教育訓練に関する事項	安全衛生・接遇・5S・フォークリフト等
派遣料金の平均額(1日8時間あたりの額)	15,530円
派遣労働者賃金の平均額(1日8時間あたりの額)	10,800円

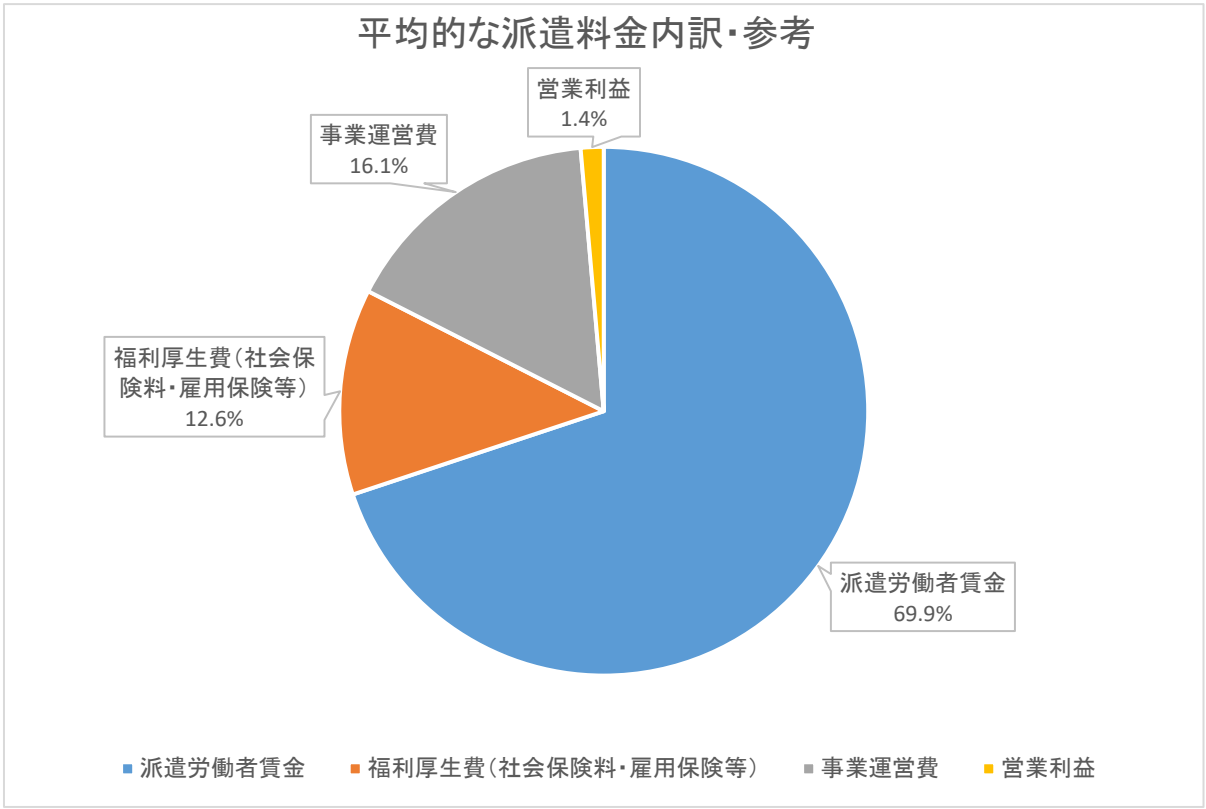

上記経費内訳にて派遣労働者賃金が年次有給休暇を含めて約69.9%を占めております。
労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険などの社保料や健康診断料・制服代金他などの福利厚生費が約12.6%となっております。
事業運営費用としましては、募集媒体費・社員人件費・オフィス費用・光熱費・通信料などの諸経費が約16.1%となります。
これらの経費を差し引いた分、約1.4%が営業利益となります。

仕事をするならインテック INTEC